

中電プラント(株)人権方針

当社は、「人権の尊重」を企業活動の基本に捉え、法令・社会規範を遵守するとともに、「世界人権宣言」や「労働における基本的原則および権利に関するＩＬＯ宣言」など、人権に関する国際規範を支持・尊重します。

また、企業活動に伴う人権への負の影響の早期発見と防止、軽減並びに適切な措置を講じ、人権が真に尊重される職場や社会の実現に努めます。

１．人権方針の適用

当社は、「エネルギーグループ企業行動憲章」および「コンプライアンス行動規範」に掲げる“人権の尊重”を徹底し、人権侵害を排除していくための指針として人権方針を策定して、当社の全ての役員および従業員に適用します。

当社のみならず、サプライチェーンにおける取引先などのビジネスパートナーの皆さまにも、本方針の内容をご理解いただけるよう働きかけます。

２．人権啓発の推進体制

人事労務部（総括責任者：人事労務部長）を主管として、人権方針に掲げる事項の実践に係る検討、チェック、改善を行うとともに、当社の全ての役員および従業員に対して人権研修を実施します。

３．人権デュー・ディリジェンス

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に定める人権デュー・ディリジェンスの仕組みに則り、人権への負の影響を特定し、予防・軽減するよう取り組みます。

「いかなる差別も行わない」という考えのもと、当社のリスク管理の考え方に則り、人権課題に適切に対応していきます。

４．社内啓発

人権方針が理解され、浸透、定着していくよう、全従業員に対する啓発活動を継続的に実施します。

５．社外との対話

事業活動における人権への影響について、ステークホルダーによる視点で対応するため、労働組合、サプライヤー、外部専門家等との対話を行います。

６．情報公開

人権尊重に係る取り組みの状況等について、経営会議等において積極的に開示します。

７．救済

人権に関する相談窓口を社内外に設け、相談に対し適切に対応していくなど、救済措置を講じます。

2025 年 2 月 1 日